

村有地（旧公営住宅・教員住宅）へ 民間賃貸住宅を建設する個人又は法人事業者を募集します

村民の住環境の向上と移住、定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進するため、下記の村有地を民間賃貸住宅建設用地として貸付します。

また、民間賃貸住宅建設に際しては、建設費の一部を助成します。

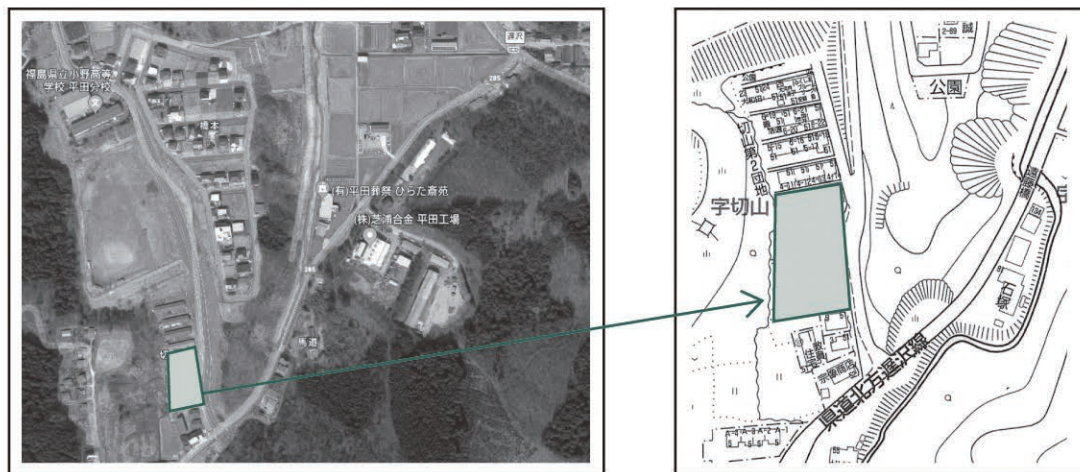
なお、募集期間は10月31日までとし、申込みが複数の場合は、抽選とさせていただきますので、ご了承ください。

1 貸付する建設用地の所在地及び敷地面積

所在地 平田村大字上蓬田字切山36番地2、51番地1、51番地6の一部
（旧公営住宅・教員住宅用地）

敷地面積 約1,600㎡（貸付する敷地面積については、相談に応じます。）

〈位置図 下図参照〉



2 貸付の対象者

平田村民間賃貸住宅建設費助成金交付要綱に規定する個人又は法人事業者

- (1) 平田村に民間賃貸住宅を新築する個人又は法人
- (2) 市町村税及び市町村に納付すべき公共料金を滞納していない個人又は法人
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第6号に規定する暴力団の構成員でない者
- (4) 国、県、他の団体等から本事業と重複する助成金等の交付を受けていない者

3 貸付料

1㎡当たり 190円

（計算式） $6,070円 \times 3\% \times 108/100 = 196.6円 \div 190円/㎡$
6,070円（H30年 村有財産台帳登載 類似地単価 上蓬田字切山地内）

4 民間賃貸住宅建設費の助成

平田村民間賃貸住宅建設費助成金交付要綱に基づき、建設費の一部を助成します。

（助成金の額）

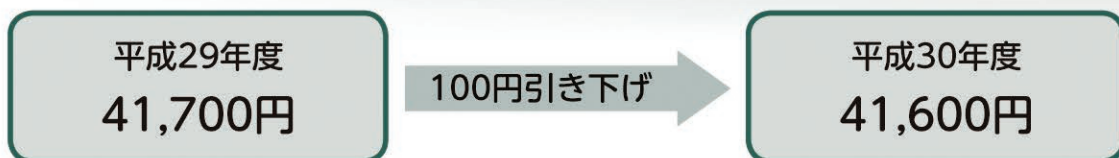
助成金の額は、1戸当たり40万円とし、1棟当たり200万円を限度とします。

お問い合わせ先 地域整備課 ☎55-3116

後期高齢者の保険料が改定となります。

平成30年度の保険料の改定により後期高齢者医療保険料が下記のとおり変更となります。
 ※後期高齢者医療保険料（個人ごとに算定）＝①均等割額＋②所得割額

①均等割額（被保険者が均等に負担）



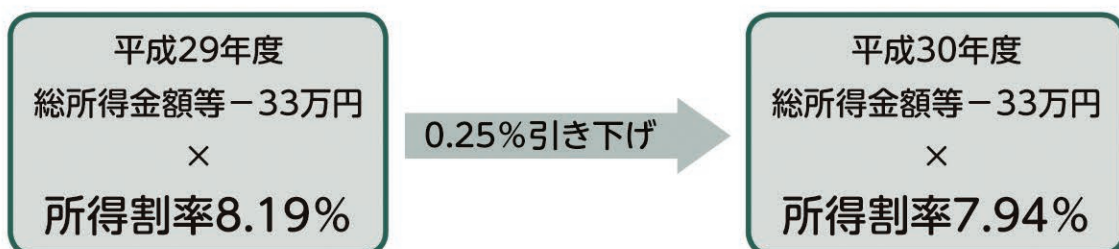
※均等割額の軽減判定所得（5割軽減、2割軽減）も変更となります。

5割軽減＝33万円＋27.5万円（前年度27万円）×被保険者数

2割軽減＝33万円＋50万円（前年度49万円）×被保険者数



②所得割額（所得に応じて負担）



※所得割額は今年度から軽減なしとなります。

※最高限度額は57万円から5万円の引き上げとなり62万円となります。

※福島県内市町村では、同じ保険料率が適用されています。

後期高齢者医療保険料を忘れずに納めましょう！

75歳になると自動的に後期高齢者医療制度に加入することになり、75歳の誕生日の翌月から1人ひとりに保険料がかかります。

納付方法は、年金から天引きされる特別徴収と納付書で納めていただく普通徴収があり、特別徴収は、4月から2月の年金月（年6期）が納期となり、普通徴収は、8月から2月の月末（年7期）が納期限です。

平成30年度の保険料は、8月中旬に送付される「後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載されています。また、普通徴収の場合には、納付書も同封となりますので、役場出納室・各金融機関・コンビニ等で納期限までに忘れずに納付しましょう。

※特別徴収、口座振替の方には納付書は送付していません。

